

## 千葉県原木しいたけ生産者登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」による生産者指導について（平成25年9月26日付け森第837号以下「県栽培管理」という。）に即した栽培管理を行う生産者を登録し、安全が確認された市内産原木しいたけのみが出荷及び販売される体制を構築することにより、安全安心な市内産原木しいたけの流通を図ることを目的とする。

### (登録の要件)

第2条 登録できる生産者は、次に掲げる要件を全て満たすと認められる生産者とする。

- (1) 出荷及び販売を目的として原木しいたけを市内で生産していること。
- (2) 県栽培管理に即し、適正に原木しいたけを生産していること。
- (3) 1キログラム当たり50ベクレルを超える放射性セシウムを含む原木及びほだ木がほだ場に存在しないこと。ただし、適正に保管している場合はこの限りでない。
- (4) 出荷及び販売可能な原木しいたけ生産者（以下「登録生産者」という。）として情報公開（市及び市が通知した関係機関によるもの）されることに同意していること。
- (5) 登録された情報に変更が生じた場合は、速やかに市長へ届け出ることに同意していること。
- (6) 登録外の原木しいたけを出荷及び販売しないことに同意していること。

### (登録の申請)

第3条 登録を受けようとする生産者（以下「登録希望生産者」という。）は、原木しいたけ生産者登録申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 原木及びほだ木（以下「原木等」という。）の各ロットにおける県栽培管理チェックシートの写し
- (2) 原木しいたけ生産者登録に係る同意書（別記第2号様式）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、第2条各号の要件に適合しているかを審査するものとする。この場合において、第2条第2号の実施状況の確認については、市を所管する林業事務所長（以下「林業事務所長」という。）に依頼するものとする。

2 市長は、前項の審査に際し、申請の内容が第2条各号の要件に適合しているかについて、千葉県知事に協議するものとする。

(登録等)

第5条 市長は、登録が可能であると認めるときは、登録希望生産者を登録生産者として原木しいたけ生産者登録台帳（別記第3号様式）（以下「台帳」という。）に登録するものとする。

2 市長は、前項の規定により台帳に登録したときは、原木しいたけ生産者登録証（別記第4号様式）（以下「登録証」という。）を登録生産者に交付するものとする。

3 登録証の有効期限は、登録した日から起算して1年を経過した日の属する年度末とする。

4 市長は、第1項の規定により台帳に登録したときは、登録生産者の情報を市ホームページに掲載するとともに、千葉県知事、農業協同組合、卸売市場及び直売所等（以下「千葉県知事及び市場等」という。）に通知するものとする。

(登録の変更)

第6条 登録生産者は、登録した内容に変更が生じたときは、原木しいたけ生産者登録変更届（別記第5号様式）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 登録証

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出が原木等の追加による場合は、第2条第2号の実施状況の確認を林業事務所長に依頼するものとする。

3 市長は、第1項の届出の内容が第2条各号の要件に適合していると認めるときは、台帳の記載事項を変更するとともに、記載事項を変更した登録証を

新たに交付するものとする。

(登録の更新)

第7条 登録証の有効期限の満了後も、引き続き出荷及び販売を目的として原木しいたけの生産を行おうとする登録生産者は、原木しいたけ生産者登録更新届(別記第6号様式)に登録証を添えて、登録証の有効期限が満了する15日前までに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受理した場合において、登録内容に変更がないと認めるときは、台帳の有効期限を更新するとともに、更新した登録証を新たに交付するものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、登録生産者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取消することができる。

(1) 第2条各号の要件に適合しなくなったとき。

(2) 登録証を不正に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が登録生産者として不相当と認めたととき。

(4) 廃業を届出したとき(別記第7号様式)

2 登録生産者は、前項の規定により登録の取消しを受けたときは、速やかに登録証を市長に返納しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、当該登録者の情報を市ホームページから削除するとともに、千葉県知事及び市場等に通知するものとする。

(流通先等への要請)

第9条 市長は、安全性が確認されていない市内産原木しいたけの流通を防止するため、農業協同組合、卸売市場及び直売所等(以下「市場等」という。)に対し、登録生産者以外が生産した市内産原木しいたけを入荷しないよう要請するものとする。

(登録生産者の責務)

第10条 登録生産者は、市内産原木しいたけを出荷しようとするときは、出荷物に住所及び氏名を表示するとともに、出荷先に出荷解除証明書(別記第

8号様式)の写しを提出しなければならない。

(市場等の責務)

第11条 市場等は、市内産原木しいたけを入荷するときは、登録生産者から提出された出荷解除証明書の写し及び出荷物に表示された住所及び氏名を基に、入荷の可否を確認しなければならない。

2 市場等は、前項の規定による確認により入荷できない原木しいたけであることが判明した場合は、市長に報告しなければならない。

(立入調査の実施)

第12条 市長は、千葉県知事と連携し、登録生産者に対し定期的に立入調査を実施し、栽培管理の状況を確認するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月15日から施行する。

別 記  
第 1 号様式 (第 3 条)

年 月 日

千葉市長 様

生産者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

### 原木しいたけ生産者登録申請書

下記のとおり、県栽培管理に基づき適正に生産した原木しいたけを出荷及び販売したいので、千葉市原木しいたけ生産者登録要綱第 3 条の規定により申請します。

#### 記

#### 1 放射性物質検査結果

ほだ場所在地 (千葉市 )

生産種別 ( 栽培 )

ロット 番 号	ほだ木本 数 (本)	植菌 年	原木 産地	原産地	採取地	分析値 (Bq/kg)	結 果 判明日

#### 2 出荷先

所在地	名称	出荷量 (%)

#### 3 添付書類

- (1) 原木等の各ロットにおける県栽培管理チェックシートの写し
- (2) 原木しいたけ生産者登録に係る同意書 (別記第 2 号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

別 記

第2号様式（第3条）

年 月 日

千葉市長 様

生産者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

原木しいたけ生産者登録に係る同意書

- 1 千葉市原木しいたけ生産者登録要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により登録される生産者情報（以下「登録情報」という。）について、市長及び市長が通知した関係機関が公開することに同意します。
- 2 登録情報に変更が生じた場合は、要綱第6条の規定により、必要書類を添えて速やかに市長へ届け出ること同意します。
- 3 登録情報にあるロット以外のロットは、以下のとおりです。これらのロットから原木しいたけを出荷及び販売しないことに同意します。

ロット番号	生産種別	ほだ木本数 (本)	植菌年	原木産地

注 該当ロットがない場合は、3を二重線で抹消すること。

別 記

第3号様式 (第5条)

原木しいたけ生産者登録台帳

(No. )

生産者	氏名				電話番号			
	住所							
ほだ場所在地								
生産種別								
ロット番号	ほだ木 本数 (本)	植菌年度	原木産地	原産地	採取地	分析値 (Bq/kg)	結果判明日	備考
	出荷先							
所在地		名称	出荷量 (%)		所在地	名称	出荷量 (%)	

登録 (変更・更新) 年月日		失効年月日	
----------------	--	-------	--

別 記  
第4号様式（第5条）

第 号  
年 月 日

原木しいたけ生産者登録証

生産者住所	
生産者氏名	
生産種別	露地栽培 ・ 施設栽培
登録ロット数	
原産地	
採取地	

登 録 日                   年    月    日  
最 終 更 新 日           年    月    日  
登録証有効期限          年    月    日

上記の者が、出荷及び販売可能な生産者として千葉市原木しいたけ生産者登録要綱第5条第1項の規定により登録された生産者であることを証します。

千葉市長





別 記  
第 5 号様式 (第 6 条)

年 月 日

千葉市長 様

生産者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

原木しいたけ生産者登録変更届

千葉市原木しいたけ生産者登録要綱第 5 条第 1 項の規定により登録された生産者情報について、下記のとおり変更したく、同要綱第 6 条の規定により届け出ます。

記

1 放射性物質検査結果

ほだ場所在地 (千葉市 )

生産種別 ( 栽培 )

ロット 番 号	ほだ木本 数 (本)	植菌年	原木 産地	原産地	採取地	分析値 (Bq/kg)	結 果 判明日

2 出荷先

所在地	名称	出荷量 (%)

3 添付書類

(1) 原木しいたけ生産者登録証 (別記第 4 号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

別 記  
第 6 号様式 (第 7 条)

年 月 日

千葉市長 様

生産者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

原木しいたけ生産者登録更新届

千葉市原木しいたけ生産者登録要綱 (以下「要綱」という。) 第 5 条第 2 項の規定により  
交付された登録証について、有効期限を更新したく、要綱第 7 条第 1 項の規定により届け  
出ます。

記

1 登録証の内容

登録証番号	
登録証有効期限	
生産者住所	
生産者氏名	
生産種別	露地栽培 ・ 施設栽培
登録ロット数	
原産地	
採取地	

2 更新にかかる誓約

要綱第 6 条第 1 項の規定による登録変更届を要する登録内容の変更はありません。

3 添付書類

原木しいたけ生産者登録証 (別記第 4 号様式)

別 記  
第7号様式（第8条）

原木しいたけ（露地栽培）廃業届

年 月 日

千葉市長 様

生産者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

- 1 私は、千葉市産原木しいたけ（露地栽培）の出荷・販売（不特定多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下に同じ）や、ほだ木の販売・譲渡も行わないことを届け出ます。
- 2 私は、県又は市が、廃業について直売所等に情報提供することに同意します。

別 記  
第 8 号様式 (第 1 0 条)

第 号  
年 月 日

原木しいたけ出荷解除証明書

生産者登録証番号	
生産者住所	
生産者氏名	
生産種別	
検査合格ロット	
原産地	
採取地	

解 除 日 年 月 日  
証明書有効期限 年 月 日

上記の者が、出荷および販売可能な生産者として千葉市原木しいたけ生産者登録要綱第 5 条第 1 項の規定により登録された上記ロット番号の生産物が、出荷販売の要件を満たしていることを証します。

千葉市長

